

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁）

項目名	クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>クロスボーダー投資の活性化のため、ファンドを介したクロスボーダー投資について、租税条約の適用が可能となるよう所要の措置を講ずること。</p>		
		<p>平年度の減収見込額</p> <p>（制度自体の減収額）</p> <p>（改正増減収額）</p>	<p>— 百万円</p> <p>（ — 百万円）</p> <p>（ — 百万円）</p>
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>租税条約等に係る手続きの見直しを行うことにより、クロスボーダー投資の活性化を図り、国際金融センターとしての機能強化を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国が締結している租税条約においては、二国間の投資を促進する観点から、クロスボーダー投資について、源泉地国での源泉徴収を減免する措置が盛り込まれているところ。</p> <p>しかしながら、ファンドを介したクロスボーダー投資については、原則として、ファンドレベルではなく、受益者である投資家レベルで租税条約の申請手続きをすることとされている。投資家が多数となるファンドにおいては、投資家レベルで申請手続きを行うことが実務上困難であり、租税条約を適用することができない状況にあるため、所要の措置が必要である。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（抄） （10）金融行政・税制のグローバル化 拠点開設サポートオフィスの機能と体制を強化するとともに、クロスボーダー投資の活性化に係る手続面の課題の把握を始め、「国際金融ハブ」に向けた税制上の諸課題について把握し、必要な見直しに向けた対応を行う。
		政策の達成目標	ファンドを介したクロスボーダーについて、租税条約の適用が可能となる措置を講ずることで、クロスボーダー投資を活性化させること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	ファンドを介したクロスボーダー投資について、租税条約の適用が可能となり、クロスボーダー投資が活性化する見込み。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	クロスボーダー投資の活性化を図り、国際金融センターとしての機能強化を図るという政策目的を実現する観点から、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯		今年度が初めての要望である。